

包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する ガイダンス文書（2026年3月）

みずほ総合研究所
サステナビリティコンサルティング部

2026年8月14日

みずほ銀行

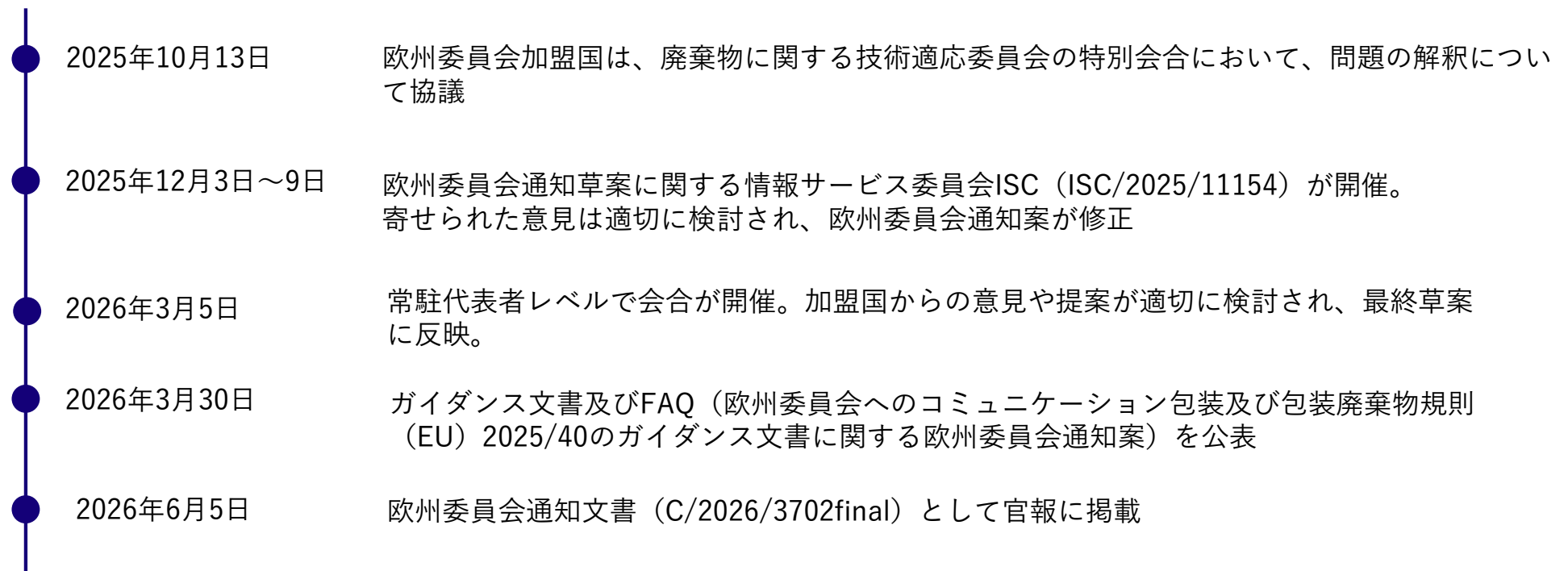
ともに挑む。ともに実る。



ガイダンス文書・FAQの概要

- 2026年3月30日、欧州委員会は包装及び包装廃棄物規則（PPWR）の施行を8月12日に控え、ガイダンス文書及びFAQ（欧州委員会へのコミュニケーション 包装及び包装廃棄物規則（EU）2025/40のガイダンス文書に関する欧州委員会通知案）を公表。
- 本ガイダンス文書は、法的裁量の余地が明確に存在する部分について、疑問に答えるものである。また、よくある質問（FAQ）についても、文書が環境総局（DG ENV）より公表された。
- 今後定期的に改訂される予定である。

■ ガイダンス文書・FAQの公表経緯



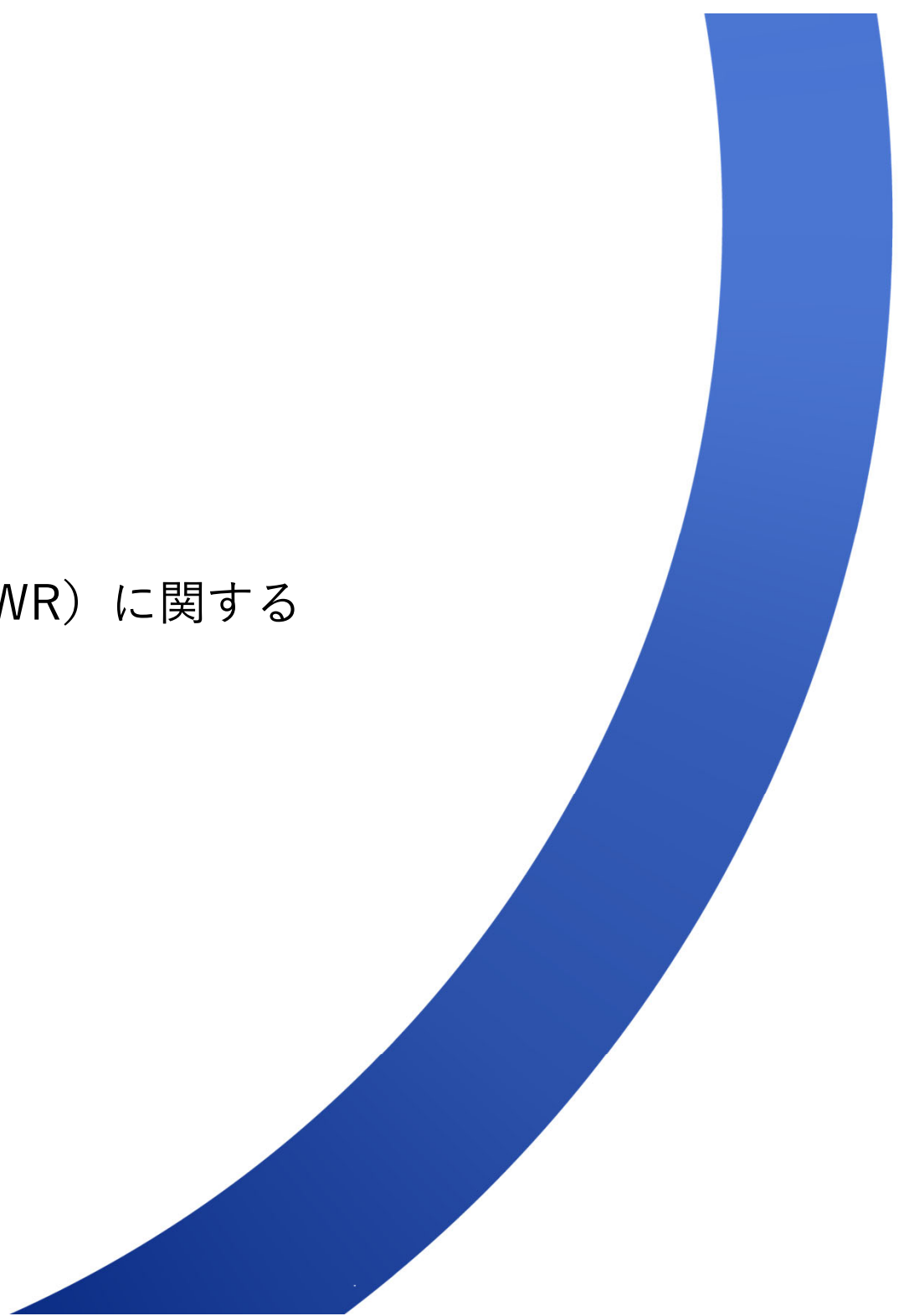
（出所） C/2026/3702 final（[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)）より作成

PPWRの主要要件に関するスケジュール

主要要件	適用タイムライン						適用開始時期 (委任法採択時期により変化)	関連内容の下位法整備時期
	'26	'27	'28	'29	'30	'31以降		
有害物質の使用規制 (5条)							2026年8月12日～	～2026年12月31日：“有害物質”の評価・リスト整備
リサイクル可能性 (6条)							2030年～等級C以上 2030年1月1日～マテリアル対応設計 2035年1月1日～大規模リサイクル可能 2038年～等級B以上	～2028年1月1日：リサイクル性能等級、リサイクル設計基準を定める委任規則 ～2030年1月1日：大規模リサイクルの評価の方法論、閾値、CoCメカニズムを定める実施規則
プラ包装の再生材含有（7条）							2030年～第1段階 2040年～第2段階	～2026年12月31日： ・ リサイクル技術の持続可能性要件を補完する委任規則 ・ 比率の計算方法、技術文書を定める実施規則 ・ <u>第三国でリサイクルまたは回収されたりサイクル材の同等性を評価、検証および認証するための方法に関する実施規則</u> ～2028年1月1日：免除について規定
バイオベース原料 (8条)							(未定)	～2028年2月12日：バイオプラスチックの技術開発・環境影響について評価
堆肥化可能な包装 (9条)							2028年2月12日～	～2026年2月12日：CENによる統一規格の作成・更新
包装の最小化 (10条、24条)							2030年1月1日～	～2027年2月12日：CENによる統一規格の作成・更新
包装の再利用 (11条、29条)							2030年1月1日～再利用目標要件	～2027年2月12日： ・ 再利用におけるローテーションの最低回数の設定を定める委任規則 ・ 再利用可能な対象となる製品のガイドライン
表示規制（12条）							2028年8月～EU統一表示 2029年8月～再利用可能な包装への表示	～2026年8月12日：統一ラベルに関する実施規則
製造者情報の表示 (15条)							2026年8月12日～	—
適合宣言書の作成 (38条～)							2026年8月12日～	—
拡大生産者責任 (44条～47条)							2026年8月12日～	～2026年2月12日：登録簿への登録および報告の様式 上記から18か月以内：加盟国は生産者登録管理簿を設置

(出所) Regulation(EU)2025/40より作成

包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する ガイダンス文書（概要）



ガイダンス文書の位置づけ・ポイント

- 本ガイダンス文書は、EU全域における同規則の統一的な適用を促進することを目的とし、PPWRの特定条項を解釈するためのものであり、よくある質問集（FAQ）により補完される。なお、両文書は今後必要に応じて更新される可能性がある。
- 本ガイダンス文書のポイントは、PPWR上の記載で不明瞭であった定義や、適用開始日、解釈について明確化をするものである。
- 本概要文書では、食品分野に主に関連する要件を中心に抜粋し、解説する。

■ ガイダンス文書のポイント

食品接触包材におけるPFAS要件に関する補足

- 26/8より適用開始となる食品接触包装におけるPFAS濃度（5条）について、適合を証明のための推奨アプローチ（総フッ素分析等）や、移行期間の扱いを解説

各種用語の定義の明確化

- 家庭用、商業用、工業用を問わず、EU市場で流通するすべての包装材および包装廃棄物に適用される。
- 何が「包装」に該当するか
（例：製品と一体化しているもの、ダストバッグ、輸送用資材等）の境界線が、具体例とともに明確化されている。
- 各者の定義や役割について、具体例などを用いて明確化。
 - 製造事業者 (Manufacturer)：自身の名称・商標で包装を上市する者等。「適合宣言書（DoC）」および技術文書を作成し、要件適合を証明する第一責任を負う。
 - 生産者 (Producer)：加盟国で初めて包装を提供・輸入する事業者。各国のEPR（拡大生産者責任）に基づく登録・費用負担の主体となる。

主要な要件の明確化とスケジュール解釈の明確化

- 各要件の適用時期や、適用対象などの解釈が明示的に記載

ガイダンス文書の記載項目

■ ガイダンス文書にて記載のある項目は、以下の33項目である。

見出し		
用語の定義	1.	包装の定義
	2.	製造業者の定義
	3.	生産者の定義
	4.	輸入者の定義と「支店」の地位
PFAS規制	5.	食品接触包装におけるPFAS規制の執行と在庫の消費
リサイクル	6.	包装のリサイクル性確保義務の適用開始日
	7.	リサイクル含有率目標の免除
堆肥化・生分解性	8.	加盟国による堆肥化可能包装の義務化に関する柔軟性および適合性の推定
	9.	生分解性包装における「透過性」および「使用後軟質」の定義
包装の最小化	10.	包装の最小化
	11.	第10条の最小化要件と第24条の空隙率の関係
再利用	12.	第11条の要件適用前に市場に出回った再利用可能な包装
包装表示	13.	包装表示の整合範囲
	14.	既存の再利用可能な輸送用包装の表示
廃棄物管理事業者の報告義務	15.	廃棄物管理事業者の報告義務
使い捨てプラスチック包装と複合包装	16.	使い捨てプラスチック指令（SUPD）とPPWRの包装禁止に関する関係
	17.	第25条および附属書V第1項～第4項における包装禁止の適用範囲（プラスチック含有量に関して）

見出し	
輸送用包装の再利用	18. 製品輸送用の販売包装の再利用目標
	19. 国際貿易における輸送用包装の再利用目標
	20. 輸送用包装の再利用目標に関する責任ある経済事業者
	21. 特注輸送用包装の再利用目標からの免除
飲料包装の再利用	22. 飲料の再利用目標遵守における「提供」の定義
	23. HORECAセクターにおける飲料の再利用目標
加盟国による国内措置設定	24. 再利用目標からの国内免除
	25. 加盟国の国内措置設定に関する柔軟性
加盟国による追加目標設定	26. 加盟国による追加的なリサイクル目標設定の柔軟性
	27. 加盟国による追加的またはより高い再利用目標の設定に関する柔軟性
デポジット変換制度（DRS）	28. デポジット返還制度（DRS）の国内適用除外
	29. 既存のデポジット返還制度（DRS）の最低要件
	30. 小売業者によるデポジット付き飲料容器の受け入れ
分別収集	31. リサイクル用に設計された分別収集包装材の最終処理
	32. 2026年におけるデポジット付き包装の分別収集率および2029年までのデポジット返還制度（DRS）設置義務
	33. 使い捨てプラスチック飲料ボトルおよび金属飲料缶の90%回収目標と地域デポジット返還制度の寄与

（注） カテゴリーは、みずほ総合研究所による分類。

（出所） C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成

1. 「包装」の定義

- 包装に該当するか否かは、**第3条第1項ポイント1で規定される定義に基づいて判断**される。
附属書Iはあくまで参考であり、附属書Iに含まれている品目であるからと言って包装と定義されるとは限らない。

包装への該当可否に関して確認すべき事項

- ☐ 製品の収納、保護、取扱、配送、提示のための使用を意図したものか（ただし、当該製品の一部分ではない）
- ☐ 製品とともに使用、消費、廃棄することを意図したものか
- ☐ 包装の機能を果たすための要素となっているものか

■ 食品事業者に関連する事例：

■ 飲料用カップ（スーパーマーケットで販売）

- ・ 空の状態で消費者の私的使用のために販売される場合 ：包装とはみなされない。
- ・ **詰め替えスタンドにおいて、カップにコーヒー等の製品を入れる場合** ：サービス包装である。

■ 接着フィルム（商品の生産工程で使用）

- ・ **機能に応じて、包装への該当可否が判断**される。
 - ✓ 製造工程において、接着プロセスでのフィルムが半製品または最終製品に変化/組み立てられるまで残り、製造サイクルを成り立たせるような技術的ニーズに明確に対応する働きをしている場合、包装ではない。

参考：ガイダンスでは、以下の事例についても解説がある。

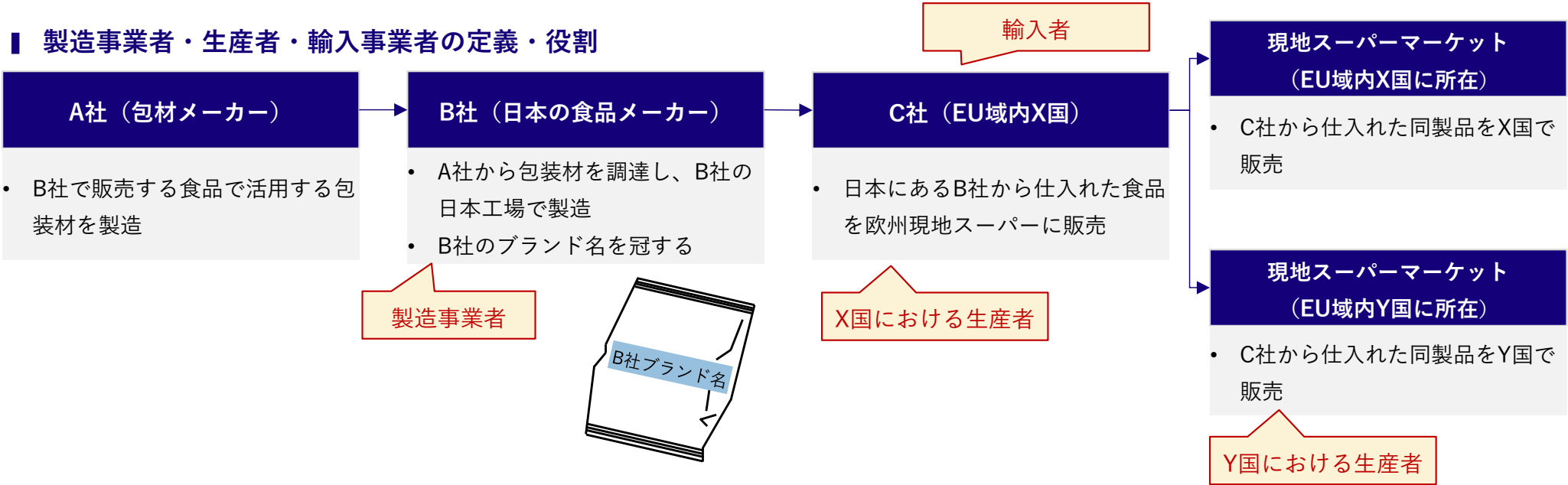
- キャンドル容器（ティーライトまたは墓前灯の容器、中身の入ったガラスや陶器のボウルなど）
- 靴・衣類のダストバッグ
- 花・植物の鉢（種トレイを含む）
- 点滴バッグ・注射器

（出所）C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成

2～4. 「製造事業者」「生産者」「輸入事業者」の定義・役割

第3条(1)

■ 製造事業者・生産者・輸入事業者の定義・役割



	製造事業者（Manufacturer）	生産者（Producer）	輸入者（Importer）
定義	販売用包装・集合包装等の場合（特定の名称・商標が付されている） ・（原則）名称・商標所有者 輸送用包装、サービス用包装等の場合 ・包装を製造している事業者 ※零細企業の例外あり	・その加盟国で初めて包装を利用可能とする事業者 （包装された製品を初めて他の加盟国内の最終消費者に直接利用できるようにする製造事業者、輸入業者または流通業者）	・EU域内において、EU域外製の包装・包装製品を販売しており、法人化された事業者（規則（EU）2019/1020 第3条(9)の「輸入者」の定義に基づく）
役割	・EU市場での販売開始前に、持続可能性要件および表示要件を満たしていることを保証する（≒適合性評価を実施する）	・各加盟国において、包装廃棄物の収集・回収費用を負担する責任（拡大生産者責任）を負う	・加盟国内に登録された住所を有し、執行および市場監視の管轄権を確保する ・EU域内にコンプライアンス、トレーサビリティおよび是正措置の責任者の存在を保証する

👍 参考資料：2. 「製造事業者」の定義、3. 「生産者」の定義、4. 「輸入者」の定義・支店の地位

（出所）C/2026/3702 final（[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)）より作成

（参考）適合宣言書（DoC）のイメージ

- 前述の通り、PPWRに基づいて、製造事業者は「適合宣言書」「技術文書」を加盟国が求める言語で作成する必要がある。
- なお、作成された文書は市場への投入後、5-10年間保存する義務が発生する。

文書番号

適合宣言書

発行日

This declaration of conformity is issued under the sole responsibility of the manufacturer.

1. 対象とする包装識別番号

2. 製造者に関する情報

- 住所
- 氏名
- 職位

3. EU認可代表者に関する情報（該当する場合）

4. 包装の特定・概要

5. 適用した整合規格・共通仕様について*

	適用した規格・共通仕様
懸念物質（5条）	
リサイクル可能性要件（6条）	
...	

6. 通知期間の発行する資料に関する説明

発行日：

署名：

a	包装を特定できる識別番号
b	製造者または認可代表者の氏名、職位、住所
c	宣言； “This declaration of conformity is issued under the sole responsibility of the manufacturer”
d	宣言の対象となる包装の説明
e	適用した整合規格の記載
f	適用した共通仕様の記載
g	通知機関が発行する証明書に関する説明（該当する場合のみ） - 通知機関の名称、住所、番号 - 通知機関が実行した措置の説明 - 発行された日付 - 必要に応じ、証明書の有効期限および条件
h	署名、宣言書の識別番号

*ガイダンス文書によれば、6条についての適合宣言は、委任法が適用されるまでは対象外

（出所）Regulation(EU)2025/40より作成

（参考）技術文書のイメージ

- 技術文書に記載する事項は、不適合リスクに関する分析・評価を含め、包装が要件に適合しているかを評価できる内容が含まれる必要がある。
- また、適用要件の明記とともに、評価の範囲に包装の設計、製造、運用プロセスが含まれる場合には、各段階に関する記載が必要である。
- 記載事項例は、以下のとおり：

1. 包装の概要およびその使用目的
2. 設計、製造図面および構成部品の材料
3. 包装の図面、包装の構成図、動作を理解するために必要な説明
4. 以下に関するリスト：
 - (i) 適用した整合規格（一部適用も含む。一部適用の場合、適用した部分を明示）
 - (ii) 適用した共通仕様（一部適用も含む。一部適用の場合、適用した部分を明示）
 - (iii) 測定または計算の目的で使用されたその他の関連技術仕様
 - (v) 整合規格・共通仕様が適用されていない場合、適合評価に当たって採用された実施方法の説明
5. 第6条、第10条及び第11条に規定される評価がどのように実施されたかについての定性的な説明
6. 試験報告書

5. 食品接触包装におけるPFASに対する規制（26年8月12日～）

- 持続可能性要件のうち、第5条の要件は、2026年8月12日より適用開始。
- PPWRの監視当局は、規則 (EU) 2019/1020に基づき、食品接触包装におけるPFAS制限値の遵守を確認する権限を有する。
 - 適用開始：2026年8月12日～
 - 2026年8月12日以前に製造されたPFAS含有の包装の回収は不要。在庫の消費のために必要な移行期間は規定していない。
- 食品接触包装とは、EU食品法規の適用範囲において、食品と接触させることを目的とした包装、または、食品と接触させることを目的として既に食品と接触している包装のことである。
- 食品接触包装の市場への投入とは、製品の製造後に「所有権、占有、その他の財産権の移転」に関する当事者間の申し出または合意がなされた時点を目指す（製造業者から法的所有権が移転した時点、税関手続きが終了した時点）
 - 販売用途で組み合わせられた食品接触包装：密封工程などの最終加工工程が包装の適合性に影響を及ぼす可能性がある限り、内容物が充填された時点で「市場に投入」された扱い
 - 輸送用およびサービス用包装：空の状態で「市場に投入」された扱い

食品接触包装中のPFASに関する検査

- EU全体で統一された方法論はない
- ガイダンス上で、PFASの基準値を遵守するために推奨される評価の段階的なアプローチ方法を提示
 - ⇒ （参考）持続可能性要件に関連する補足（第5条 有害物質の使用規制） [2/2]
 - ※ 食品と接触することが意図された材料および物品に関する規則の適合性を検証するために実施される管理に対する規則 (EU) 2017/625の適用を妨げるものではない。

(参考) 第5条 有害物質の使用規制に関する補足 [1/2]

■ 規定本文：

- EUへ上市される包装材は、排出物や、二次原料、灰、最終処分のためのその他の材料などの廃棄物管理の結果、及びマイクロプラスチックによる環境への悪影響を含め、包装材又は包装材の構成成分として懸念される物質の存在及び濃度が最小になるように製造されなければならない
- 包装に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計濃度は100 mg/kg以下とする
- 2026年8月12日以降、食品接触包装材は、一定の基準値以上の濃度のPFASを含有する場合、上市してはならない。
- 2030年8月12日までに、他の規則におけるPFASの使用に関する制限または禁止との重複を回避するために、上記の規定を修正または廃止する必要性を評価する。

前指令からの変更なし

新規

26年3月公表ガイドライン文書における補足

- 26年8月12日以降に市場に投入される食品接触包材について、PFAS濃度が表中の記載を超えてはならない。表中の記載を遵守するために推奨される段階アプローチについては、次頁に記載。
- なお、この際対象となるPFASは、分子にCF₃または-CF₂-単位が1つでも含まれているものが原則対象となる。
- また、2026年8月12日以前に市場投入されたものについては、回収は不要。市場投入の定義については、次頁にて補足。

対象となるPFAS	基準値（単位：ppm=mg/kg、ppb=μg/kg）
ターゲット分析で測定された個別のPFAS • 高分子PFASは測定対象外	25ppb 未満
ターゲット分析で測定されたPFASの合計 • 高分子PFASは測定対象外 • 適用可能な場合には前駆体（precursors）の前処理が必要	250ppb 未満
すべてのPFAS（高分子PFAS含む）	50ppm 未満

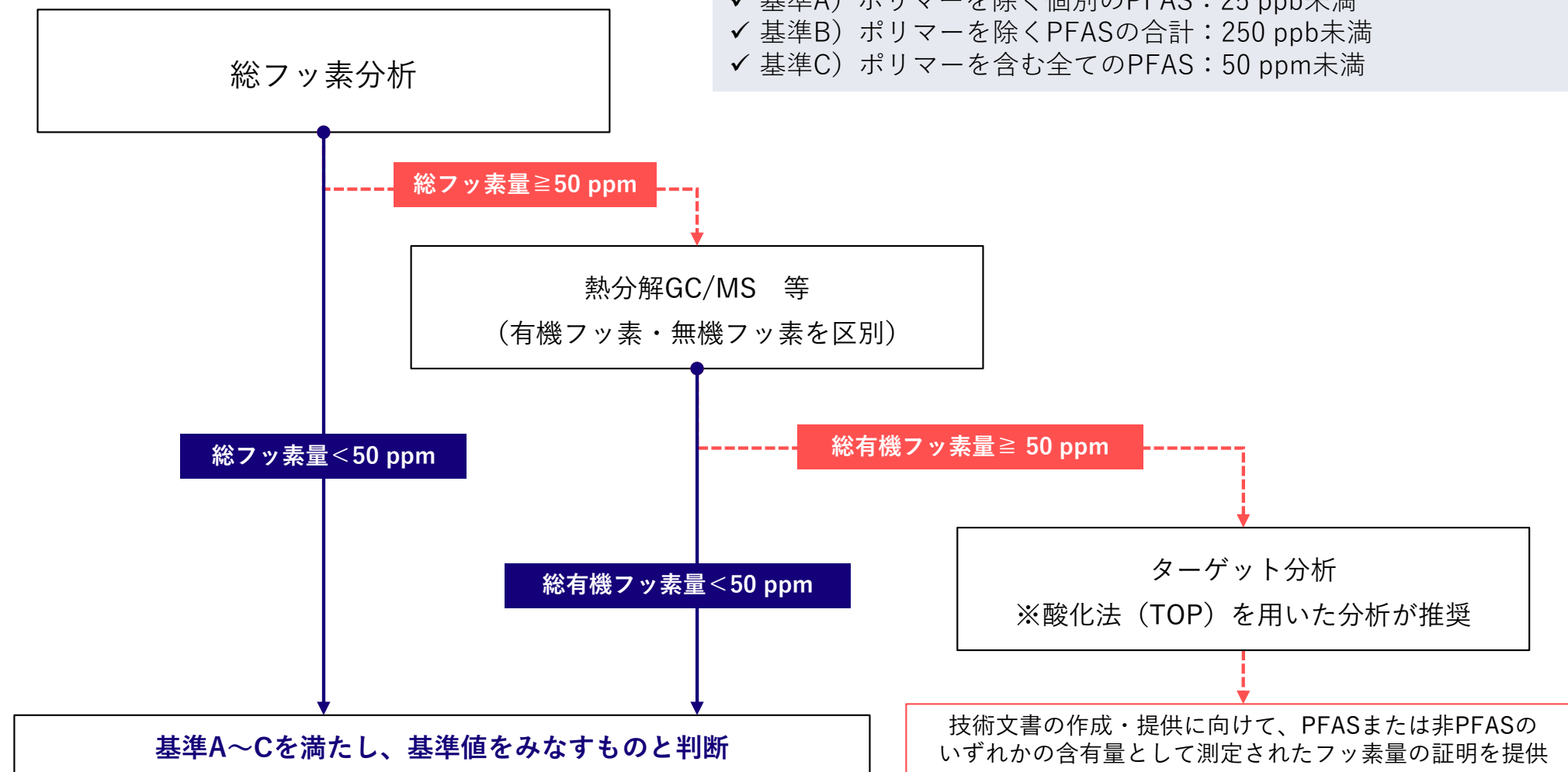
（出所）Regulation(EU)2025/40, C/2026/3702 finalより作成

（参考）第5条 有害物質の使用規制に関する補足 [2/2]

■ PFASの基準値を遵守するために推奨される評価の段階的なアプローチ方法

PFAS基準値

- ✓ 基準A) ポリマーを除く個別のPFAS：25 ppb未満
- ✓ 基準B) ポリマーを除くPFASの合計：250 ppb未満
- ✓ 基準C) ポリマーを含む全てのPFAS：50 ppm未満



（出所） C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成

6. 包装のリサイクル性確保義務の適用開始日

■ 包装のリサイクル性確保義務（第6条）の適用開始日は、以下の通り。

— 製造事業者は、**委任法が発効するまでは、適合性評価手順（第38条および附則VII）を実施する必要はない。**

リサイクル性の適用開始日

- 第6条(1)（市場に出回る全ての包装をリサイクル可能とすること）：**2026年8月12日～**
 - 第6条(2)(a)（マテリアルリサイクルを意図した設計の包装であること）：**2030年1月1日、または委任法*の発効日から24か月後のいずれか遅い日から適用**
- * 第6条(4) に基づく委任法は、2028年1月1日までに採択予定

【参考】包装および包装廃棄物に関する指令 94/62/EC（PPWD）の附属書II(3)(a)要件「マテリアルリサイクルの形で回収可能な容器包装に関する必須要件」との差異：

- 類似しているが、同一ではない。
例えば、PPWDには包装の構成と設計に関する「必須要件」が含まれていたが、整合されたりサイクル可能性の基準に関連する統一された技術文書化義務は設置されていない。
- 製造事業者は、PPWR第6条(2)(a)（リサイクル設計要件）の適用日までの間は、PPWDおよび関連する整合規格 EN 13430:2004（マテリアルリサイクルによって回収可能な容器包装の要件）に従ったりサイクル可能性要件のみに適合しなければならない。

7. 再生材含有率目標の免除

- 持続可能性要件のうちの一つである、プラスチック包装材における再生材含有要件（第7条）について、免除の適用を受けるためには、**製造業者が免除要件へ適合していることを技術文書により、立証しなければならない。**
- なお、欧州委員会は、2028年1月1日までに免除基準の見直しを行う。
 - プラスチック包装の再生材含有義務に対する更なる免除の必要性、または、第7条(4)における既存の免除リスト改訂の必要性を評価する。

7条の適用免除要件

- 第7条(5)(a)：食品接触プラスチック包装において再生材含有が人間の健康を脅かし、規則 (EC) 1935/2004に適合しない場合
 - 上記免除を受けるために、技術文書に、包装単位の総重量の5%以上を占めるプラスチック部について、使用するポリマーを明記しなければならない。
 - また、以下の事項を確認することが必要。
 - 規則 (EU) 2022/1616の附則Iには、当該ポリマーの適切なリサイクル技術が記載されていない
 - 当該規則の第1条 (3) に記載された工程に従って当該ポリマーを製造するための産業規模で利用可能なリサイクル技術がない。
- 第7条(5)(b)：包装総重量の5%未満を占めるプラスチック部
 - ※「プラスチック部」の概念は、第3条(1)の複合包装の定義に沿って解釈されるべきである。

堆肥化可能包装の定義

- 第9条(1)の対象としては、あらゆる材質の使い捨て軟質容器が含まれる。
 - 2028年2月12日までに堆肥化可能な設計にすることが求められる。

使い捨て軟質容器の例（対象に含まれる）

- 透過性のある茶葉、コーヒー、その他の飲料用バッグ（紙製を含む）

堆肥化可能包装の義務化

- 第9条(1)・(2)(a)に記載されていない包装形態に対する堆肥化可能性要件を追加で義務化するかどうかは、2026年8月12日までに各加盟国により決定。
 - 加盟国は混乱回避のため、家庭堆肥化可能性を義務付ける国内規則を、経済事業者、一般市民、欧州委員会に明確に通知
- 第9条(1)に記載されているプラスチック包装は、家庭での堆肥化が認められているが、各地域における状況の特性を考慮し、関係当局の監督下で実施される。
 - 加盟国は、経済事業者が関連する表示要件・堆肥化可能性要件を遵守できるよう、品目の明確なリストの作成・公開が推奨

堆肥化可能包装の適合性の推定

- 製造業者は、堆肥化可能性要件（第9条）への適合性を証明するため、家庭での堆肥化可能性に関する既存の国内規格および既存の認証制度を利用できる。 ※ ただし、これらの認証は第9条への適合性を推定するものではない。
- 第9条(6)に基づき、2026年2月12日までに家庭での堆肥化可能性に関する新たなEU共通規格を策定することが、欧州委員会によって欧州標準化機関に要請される。
- 現行の工業的堆肥化に関する基準（EN 13432）は、新基準が採用されるまで使用可能である。
 - ※ ただし、堆肥化可能性に関する適合性への推定は、新基準の決定が公開された後に可能となる。

10. 包装の最小化、11. 第10条の最小化要件と第24条の空隙率の関係

- 包装の最小化要件は、PPWRの下で関連する整合適合方法基準（EN 13428:2004）とともに存在していたものであるが、PPWRの採択により、**2027年2月12日までに基準の更新が要請される**ことになっている。

— 基準の更新：附属書IVパートAに規定される性能基準、第10条に規定される要件

重量・容積が最小化されない包装が認められる要件（要求される基準）

- PPWRへの移行において削除される要素：消費者の受容性、マーケティング
- PPWRへの移行において追加される要素：**リサイクル性、再生材含有率、再利用性など**

- 統一的な基準に準拠することにより、持続可能性要件に準拠していると推定される。
 - 業界が最小化要件に準拠していることを証明するために標準化は役立つ。加盟国は、異なる追加の国内要件を設定する可能性なく、基準に準拠した容器を受け入れ、市場で利用可能にしなければならない。
- 第10条(1)(2)（包装の最小化要件）は、**2030年1月1日から適用される**。製造事業者は適合宣言書評価が必要。
 - 2029年末までは、既存の要件と適合基準（EN 13428:2004）が有効
 - 2029年以降も新たな基準が利用可能になるまでの間に限り、引き続き指針としての使用可能

空隙率

- 第24条の空隙率に関する要件は、**集合包装、輸送包装、電子商取引用包装に適用される**。
 - 空隙率の計算方法：2028年2月12日までに採択される施行法によって定められる。
 - 遵守する必要がある対象者：**包装を使用または充填する個人または法人**

13. 包装表示の整合範囲

- 包装表示（第12条）に関して、EU法の優位性の原則に基づき、**分別指示を追加する国内規則は認められない**。
 - 適用開始：2028年8月12日または関連する施行法令の発効日から24か月後のうち、いずれか遅い日付
 - 分別指示に関する加盟国の国内措置について、EU域内の市場への影響を考慮した場合に不均衡であると判断される場合、可及的速やかに廃止する必要がある。
- 包装表示要件は、EU域内市場に重大な影響を及ぼすため、EUにおける包装表示を整合させるため、第12条について、各国の義務的な包装表示要件を他に採用することは認められない。

1997年1月28日付欧州委員会決定 97/129 が定めている包装材料の構成を識別するための番号付けと略語体系

- 第12条の基準の適用日（2028年8月12日）まで⇒引き続き有効。
- 第12条の基準の適用日（2028年8月12日）以降⇒旧基準は不可

- 廃棄物分別のための表示、再利用可能な包装のための表示など、それぞれに関する規定あり。（次項以降に記載。）

 参考資料： [（参考）包装表示の詳細](#)

【義務】廃棄物分別のための表示（第12条(1)）

- 消費者による包装廃棄物の分別を改善することが目的。仕様は、2026年8月12日までに実施法令に定められる。

廃棄物分別のための表示義務の適用除外

- 産業活動または職業活動の過程で専門的な最終使用者のみが使用できる特定の製品の包装（ヒトまたは動物用医薬品、医療機器または体外診断用医療機器など）
- 電子商取引包装を除く輸送包装および預託・返品制度の対象となる包装

【義務】再利用可能な包装のための表示（第12条(2)）

- 2029年2月12日、又は関連する表示規則を規定する実施法令の発効日から30カ月後のいずれか遅い日以降、EU整合表示の隣に自国表示の保持不可

【任意】義務的なデポジット・返還（DRS）制度の対象となる包装への表示（第50条(1)）

- 加盟国は、第12条(1)に基づき、整合色表示を要求できる。義務的および非義務的デポジット・返還制度の両方に適用。
 - EUの整合されたDRS表示を使用する必要はない。ただし、他の加盟国でDRS表示を貼付した自国の市場包装製品に対して、DRS表示の貼付を禁止することはできない。
 - 整合表示の使用により、加盟国は、国内DRS表示を介して域内市場への障壁を生み出すリスクを低減することになる。
- 加盟国は、DRS表示の規則を定める際、欧州委員会通知「飲料包装、デポジット制度、商品の自由な移動」（2009/C 107/01）の考慮が推奨

【任意】再生材含有量およびバイオ由来含有量に関する表示（第12条(4)）

- 再生材含有量またはバイオ由来含有量を包装に表示する義務はない。
- 2028年8月12日または関連する実施法令の発効日から24カ月後に完全に整合されるが、これらの表示の使用は任意である。これらの表示を行う場合、EUの整合された技術仕様を使用する

【任意】拡大生産者責任（EPR）の表示（第12条(9)）

- 物理的な表示は禁止。デジタル形式でのみ情報・表示の提供のみが認められる。

（出所） C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成

14. 既存の再利用可能な輸送用包装の表示

- 既存の再利用可能な輸送用包装の表示に関して、以下を区別する必要がある。

PPWRの発効日（2025年2月11日）より前に市場に出された再利用可能な輸送用包装

- 機能の陳腐化または運用上の制限により再利用システムから取り除かれるまで、**流通を継続できる**。

PPWRの発効日（2025年2月11日）以降に市場に出回った再利用可能な輸送用包装のうち、 再利用可能な包装の表示に関する施行法の適用日（2026年8月12日までに採択された場合、2029年2月12日、 または施行法の発効日から30か月後の日のうち、いずれか遅い日）より前に市場に出回ったもの

- **遅くとも、2032年2月までに新たな規則に従って表示を貼付する必要がある。**
⇒ 2025年2月から2026年8月の間に市場に出される輸送容器は、2032年2月までに新しい規則に従った表示に改修しなければならない

- ウェブサイトまたは添付文書による情報の提供を保証する第12条 (5) の条件は、クローズドループシステムの事業者によって管理される企業間の状況（すなわち、輸送容器の最終使用者ではない消費者）における再利用可能な輸送容器の場合に満たされる。

Appendix：その他ガイダンス文書



2. 「製造事業者」の定義

第3条(1)

- 「製造事業者（Manufacturer）」は、PPWR上、適合性評価手続きを実施することが求められる主体である。
 - ― 必ずしも包装を物理的に製造する者とは限らない。サプライチェーン上、包装・包装製品を製造する自然人・法人一者に特定
 - ― 包装の持続可能性要件およびラベリング要件への適合について、法的責任を負う唯一の経済事業者である

「製造事業者」への該当可否の判断基準は主に2点（※零細企業の例外はあり）

- ポイント1：どの事業者の商標またはブランドを冠している包装か
- ポイント2：どの事業者が包装の設計・製造において発注権限・仕様決定権限を有しているか

販売用包装・集合包装の場合の「製造事業者」

- 原則、ブランドオーナー等製品を充填する事業者が該当
 - ✓ 包装・包装済製品に特定の名称・商標が付されている場合：名称・商標所有者
 - 例）輸入業者・流通業者の名称、商標が付される場合：輸入業者・流通業者
 - ✓ 輸入業者・流通業者が既に市場に投入された包装に対して、関連要件への適合に影響を及ぼすような変更をする場合：輸入業者・流通業者
 - ✓ 自社の名称・商標で設計、製造された包装・包装製品を有する企業が零細企業であり、包装を供給する企業が同一加盟国内に所在する場合：包装の供給業者

輸送用包装・サービス用包装の場合の「製造事業者」

- 基本的には、輸送包装又はサービス包装を製造する事業者が該当
 - ✓ 輸送用包装に、使用者の名称・商標が付されている場合：使用者
 - ✓ 再利用包装が再利用システム事業者の特定の要件に従って設計され、その商標が付されている場合（ポイント2）：再利用システム事業者
 - 特定の商標が付されていない場合、使用者（再利用システムのオペレーター）が包装、特定の仕様を注文した者として特定されない限り、包装の製造業者

（出所）C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成

3. 「生産者」の定義

- 「生産者（Producer）」は、**加盟国において拡大生産者責任（EPR）義務（第45条）の履行に責任を負う企業**である。
 - 製造業者と生産者は必ずしも同一の経済事業者とは限らない。
 - 各加盟国の最終消費者*に対して、最初に包装を直接利用可能とする経済事業者（製造事業者、輸入業者、流通業者）である。
 - EPR義務が適用される加盟国は、加盟国内で包装が最初に利用可能になった場所（通常、包装が充填された場所）によって、決定される。オンライン販売の場合、最終消費者の加盟国において利用可能になったとみなされる。

生産者への該当可否の判断基準

- 市場に流通する包装の種類
- 包装が製造された加盟国の中で流通しているかどうか
- 包装された製品が最終消費者に販売されるか、またはさらに流通されるか

 参考資料：[3. 「生産者」の定義（補足\[1/2\]）](#)、[3. 「生産者」の定義（補足\[2/2\]）](#)

* 【参考】最終消費者の定義

- 供給された製品を直接利用可能なEU内の個人または法人であり、その製品をEU市場でさらに利用できるようにしない者
- 第三国から輸入包装商品を受け取り、包装製品を開梱または少量に再包装などの取扱を行ってから送る物流会社は、該当しない（製品を再包装した場合、包装製品の所有権がなくても、輸送包装の生産者となる。）

3. 「生産者」の定義（補足 [1/2] ）

輸送用包装における生産者への該当可否の判断基準

□ ポイント1：対象となる包装は、梱包機能を果たせるような形態か

- 要素の追加が必要な場合、組立を行う事業者＝「生産者」

□ ポイント2：輸送用包装の製造事業者は誰か

- 多くの場合、空の状態で包装が市場に提供されるため、空の状態で生産者が特定されなければならない。
- ただし、輸送用包装に名前または商標が付いている場合、通常、包装に充填する事業者＝「生産者」
輸送用の包装を一意に識別できない場合、通常、梱包の製造業者＝「生産者」

□ ポイント3：どの加盟国において、誰に対して提供される包装か

- 製造事業者が所在する加盟国以外の加盟国において、輸送用包装が最初に提供される際、
（包装の受領者＝包装済製品の最終消費者の場合）：製造事業者＝「生産者」
（包装の受領者≠包装済製品の最終消費者の場合）：受領者＝「生産者」

■ ケース1：会社Aが加盟国内で段ボール箱（名前や商標なし）を製造し、同一の加盟国の会社Bに販売する場合

- ・ 会社Aが生産者となる。ただし、段ボール箱に会社Bの名前や商標がある場合、会社Bが生産者となる。

■ ケース2：会社Bが充填された段ボール箱を他の加盟国の会社Cに販売する場合

- ・ 他の加盟国の会社Cが生産者となる。

■ ケース3：段ボール箱が第三国に輸出される場合

- ・ どの加盟国にも製造業者は存在しない。（段ボール箱がEU内で廃棄物になることは予想されないため。）

3. 「生産者」の定義（補足 [2/2] ）

販売用包装における生産者への該当可否

■ ケース 1：会社Dが果物を容器に詰めて、包装された果物を同じ加盟国のスーパーマーケットに販売する場合

- 会社Dが生産者とみなされる。
（包装を初めて利用できるようにし、包装がそこで廃棄物になることが予想されるため。）

■ ケース 2：会社Dが包装された果物を別の加盟国のスーパーマーケットに販売する場合

- その加盟国のスーパーマーケットが生産者とみなされる。
（包装された果物をその加盟国で初めて市場で利用できるようにし、そこで廃棄物になるため）

■ ケース 3：会社Dが別の加盟国の果物のエンドユーザーに包装された果物を販売するウェブショップを持っている場合

- 会社Dが生産者とみなされる。
⇒ 販売先の加盟国において、拡大生産者責任（EPR）義務を果たさなければならない。
※生産者は、**包装に中身を詰めて、最初に加盟国内で利用できるようにする経済事業者である。**

4. 「輸入者」の定義・支店の地位

- 「輸入者（Importer）」は、市場監視規則（EU）2019/1020 の定義に基づく。
 - EU域内に登記住所を有して、責任者が存在していることが保証されなければならない。
 - 「拠点を置く」という概念は、執行および市場監視の管轄権を確保するために加盟国内に登録された住所を有すること、また、EU域内にコンプライアンス、トレーサビリティおよび是正措置の責任者の存在を保証することと、解釈される。
- 注意点として、支店は、独立した法人格を持たないため、PPWRにおける「輸入者」・「生産者」として認められない。
 - EU域内に支店のみを有する非EUの製造業者は、EU域内に子会社を設立するか、加盟国から要求があれば公認代理人を任命しなければならない。

輸入者への該当可否の判断において考慮すべき事項

- EU域内において、法人化された個人・法人が設立されているかどうか
- EU域外製の包装・包装製品を販売しているかどうか

12. 第11条の要件適用前に市場に出回った再利用可能な包装

■ 再利用基準（第11条）

2025年2月11日（規則発効日）以前から欧州市場に流通している再利用可能な包装：第11条へ遡及的に適合は不要

2025年2月11日以降に市場に流通する再利用可能な包装：要適合

※ ただし、所管官庁による容器の適合性の検査は、2026年8月12日以降に限って可能。

- PPWRでの再利用基準の要件は、従来のPPWDおよび関連する包装再利用に関する整合規格 EN（13429:2004）に規定されている再利用可能な包装に関する要件と大いに類似しているものであり、全く新しいものではない。

【参考】再利用基準（第11条）（1）

以下の要件のすべてを満たす場合には、再使用可能とみなされるものとする。

- (a) 複数回再使用することを目的として、考案、設計され、市場に投入されていること。
- (b) 通常予測可能な使用条件下で可能な限り多くの循環を達成するように考案、設計されていること。
- (c) 消費者の健康、安全および衛生に関する適用要件を満たしていること。
- (d) それ以上の機能および再使用を妨げるような方法で損傷することなく、中身を空にしたり、荷卸したりできること。
- (e) 食品安全に関する要件を含めて、適用される安全および衛生に関する要件を保証し、包装製品の品質・安全性を維持しながら、中身を空にしたり、荷卸、補充、再充填したりすることができること。
- (f) 意図された機能を果たす能力を維持しながら、附属書VIのパートBに従って修理することができること。
- (g) 製品の安全性、適切な使用、トレーサビリティおよび貯蔵寿命を確保するための関連する指示および情報を含めて、製品および包装自体の特性に関するラベルの貼付および情報の提供を可能にすること。
- (h) その責任者の健康および安全に対するリスクなしに、中身を空にしたり、荷卸、補充、再充填したりすることができること。
- (i) 廃棄物となった場合にリサイクルできるよう、第6条に規定されたりサイクル可能な包装に特有の要件を満たすこと。

（出所） C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成

15. 廃棄物管理事業者の報告義務

- 第23条(1)における廃棄物管理事業者は、**廃棄物枠組み指令（WFD）第3条(9)に定義される、「廃棄物の収集、輸送、回収（分別を含む）、処分（これらの業務の監督および処分場の事後管理、並びにディーラーまたはブローカーとしての行為を含む）」を行う事業者**を指すものと理解されるべきである。
- 廃棄物管理事業者が包装廃棄物に関する情報を提供する義務は、**生産者責任組織（PRO）、生産者および所管当局が第44条(10)に定められた報告義務を果たすのを支援するための一般的要件**として解釈されるべきである。（欧州委員会の理解）
 - 加盟国は、包装廃棄物管理事業者が必要な情報を提供する必要がある状況を特定する必要がある。
 - 第23条において、報告義務を負う包装廃棄物管理事業者が誰であるか、情報をどのように提出するか、またはどのような状況で提出しなければならないか、明記されていない。
- 包装の廃棄物管理事業者は、加盟国が包装および包装廃棄物に関するデータベースに含めるべきデータ（附属書XII・表3）に列挙された情報を所管当局に提供しなければならない。（第23条(1)第一段落）
 - 所管当局は、第44条に基づいて設立される生産者登録を通じて、附属書XIIの表3の情報を受け取ることになる。
 - 包装の廃棄物管理事業者は、生産者責任組織（PRO）、生産者または他の所管の官庁が報告したデータが正確であることを相互確認する必要がある場合、もしくは、加盟国が定めるその他の状況下においてのみ、附属書XIIの表3に記載されている情報を提供しなければならない
- 既に所管当局に報告されている**有害な包装廃棄物に関する情報、および加盟国の領土内で初めて利用可能になったか開梱された包装に関する情報は例外**であり、包装廃棄物管理事業者はそのような情報を持っていない。
（WFD第35条(1)に規定）

- 使い捨てプラスチック指令（SUPD）とPPWRは、それぞれ異なる目的を有する共存する2つの法的文書である。
 - PPWRに定められている定義は、SUPDを侵害するものではない。欧州委員会は、PPWRとの整合性および一貫性の確保、包装単一市場の促進、公平な競争条件の確保を含め、**2027年にSUPDについて見直しの必要性を評価する予定である。**
- 附属書Vで言及のある「使い捨てプラスチック包装」とは、PPWRの定義に基づき、プラスチック含有量が5%以上の包装を指す。
 - 例）5%以上のプラスチックを含む紙ベースの複合包装は、PPWRの特定の包装の使用禁止（第25条）および附属書V(1)～(4)の包装禁止の対象となるが、5%以下のプラスチックを含む場合には禁止の対象とならない。

包装形態の使用に関する制限（PPWR 附属書V）の制限の対象となる包装

- 加盟国は、**PPWRの制限を適用**。国内措置の導入をSUPDにおける消費削減に関する条項（第4条）に依拠することは不可

包装形態の使用に関する制限（PPWR 附属書V）の制限の対象とならない包装

- SUPD の定義による「**使い捨てプラスチック製品**」に該当する場合、**SUPD第4条が引き続き適用される**。
 - ⇒ 加盟国は、飲料用カップおよび即時に消費する食品を入れる硬質食品容器の消費を削減する措置の採用が求められる。
- 加盟国による国内消費削減措置は、2030年1月1日以降も実施され続けることができる。
 - ⇒ 加盟国は、SUPDが追求する目的に比例し、当該措置がEU法の下で差別的でないことを個別に実証しなければならない。域内市場への潜在的な影響を考慮する必要があり、特定の国内措置がこれらの要件を満たすかどうかは、欧州委員会によって評価される。

参考：ポリスチレン（PS）について

- **発泡ポリスチレン（EPS）**の食品容器、飲料容器および飲料用カップに関しては、SUPD第5条により既に禁止されている。
- **PPWR第67条(5)**では、**押出法ポリスチレン（XPS）**の形態のものも明示的に含めるようにSUPDを改訂する。
 - ✓ 2030年1月1日から適用。加盟国の国内法への転置は不要。

18. 製品輸送用の販売包装の再利用目標

- 製品輸送用の販売用包装：輸送用包装と販売用包装の両方に該当
- 製品輸送用の販売用包装の再利用目標の対象（第29条）は、輸送機能が明確な販売用包装のみである。
 - 「製品輸送用」という要件は、包装の特別な設計、形状、またはサイズ等によって示すことができる。
 - 「製品輸送用の販売用包装」の再利用の可否は、**主に充填されている製品の中身によって判断**される。
 - 製品輸送容器（第29条(1)の記載例：バケツ、ドラム缶、キャニスターなど）は、農薬、塗料、石膏、接着剤などの製品が充填されている場合がある。再利用は不可能か、再利用できたとしても、不釣り合いなコストと資源消費を伴う可能性がある。

例1：容器の特性を変える塗料、化学物質、またはソースを充填したプラスチック製バケツ

- ・ 残留物または臭気によって、それらの製品の輸送のために再利用可能な包装形態の再利用が困難になる可能性がある。
- ・ 技術的には使用済みバケツの内部からの残留物または臭気の除去が可能であるが、特定の場合や梱包された製品の種類によっては、化学物質、水またはエネルギーの使用が強く求められるような洗浄が必要となる可能性がある。そのため、**洗浄プロセスが不釣り合いなコストと資源消費を伴わない場合にのみ、再利用が実現可能な選択肢となる。**

例2：ドラムなどの固定包装形式の朝食シリアルまたはその他の固形食品

- ・ 同じ企業（ただし、異なる拠点）や関連企業内、または同じ加盟国内において、循環するドラムなどの再利用可能な包装形式での食品の輸送は実現可能である。
- ・ ドラム内のシリアルからの残留物または臭気は、ドラムの内部を変化させないため、**再利用が実現可能な選択肢となる。**

例3：柔軟な中間バルクキャリアバッグで輸送される砂、岩などのバルク材料

- ・ 再利用可能な柔軟な中間バルクキャリアバッグでのバルク材料の輸送は、実現可能である。
- ・ これらの製品の輸送では、そのような包装の内部の特性を変化させず、さらに、激しい洗浄を必要としない。**このような包装形式は再利用可能である。**

例4：プラスチックの箱または木箱で輸送される新鮮な果物

- ・ 新鮮な果物で満たされている箱または木箱は、通常、一人分よりも大量の果物を含んで、販売地点に到着するために輸送されるため、輸送に使用される販売包装とみなされる。**このような包装形式は再利用可能である。**

（出所） C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成

19. 国際貿易における輸送用包装の再利用目標

第29条(1)～(3)

- 第29条に規定されている輸送用包装（および製品輸送に使用される販売用包装）の再利用目標の適用については、**その包装材が「EU域内」で使用される場合に限定される**。つまり、輸入業者と販売業者の両方がEU域内に所在していなければならない。
 - 第三国からの輸送用包装（および製品輸送に使用される販売用包装）に関しては、輸入されて市場投入された時点から、この要件は適用されるものと理解されるべきである。これは通常、EU域内の最初の倉庫で行われる。
- 再利用目標は、**輸送用包装に入れられた輸入貨物がEU市場に出荷された後、適用される**。
 - これらの再利用目標は、**EU域内に設置された最初の倉庫から、EU領域内の最終仕向地まで適用される**。
（最初の倉庫が貨物の最終仕向地ではない場合）
 - 最初の倉庫とは、輸送用包装に入れられた貨物が最初に到着し、その後のEUサプライチェーン内での流通のために保管・開梱されるEU域内の施設である。
 - 最初の倉庫に到着し、単一の最終仕向地に仕向けられた貨物は、その後、開梱されて再使用可能な包装への再梱包を求められない。
 - 物流センターおよび物流ハブは、最終仕向地とはみなされない。

20. 輸送用包装の再利用目標に関する責任ある経済事業者

- 第29条(1)（輸送用包装の再利用目標）は、輸送用包装または輸送用販売包装を使用する経済事業者の段階で設定される。
 - すなわち、**輸送用包装の使用者、または輸送用販売包装の使用者に課せられる。**
（製造業者、輸入業者、または販売業者として、関連する輸送用包装を用いて、EU市場に製品を流通させる経済事業者）

21. 特注輸送用包装の再利用目標からの免除

- 第29条第(4) (b)（特注輸送用包装）は、発注した事業者の個々の要件に合わせて特注で設計されている大型機械、設備および物品の輸送に使用される包装について、再利用目標からの適用除外を規定している。
- 再利用目標からの除外規定を利用しようとする事業者は、包装が個々の製品に合わせて特別に設計されたものであることを示す適切な文書を提出しなければならない。
 - この文書は、包装の技術文書に記載されるべきであり、第29条 (4b) に規定された適用除外の条件に適合するために必要な包装の設計、製造および操作を対象とするものとする。

22. 飲料の再利用目標遵守における「提供」の定義

最終販売業者、提供、再利用システムの定義

- 飲料包装の再利用目標（第29条(6)）に関して、販売用包装の飲料を消費者に提供する最終販売業者とは、ほとんどの場合、ホテル、レストラン、カフェ（HORECAセクター）の小売店、バー、レストランを指す。
 - 通信販売の場合は、ウェブサイトを通じて販売用包装の飲料を消費者に提供する経済事業者を指す。
- 販売用包装の飲料を消費者への「提供」は、飲料の販売が実際に完了することは必要としない。
 - 最終販売業者は、**自社が販売する飲料の少なくとも10%を再利用可能な販売用包装で提供すれば十分である。**
- 「再利用システム」とは、附属書VIパートAの規定内容を指す。

再利用目標の遵守に関して

- 再利用システムが適切に機能するためには、特に、再利用可能な販売包装された飲料の市場への効果的な投入および商品化の観点から、第12条(2)に従い、**消費者向けに適切な情報提供、表示、またはコミュニケーション手段を確立し、再利用可能な販売用包装での飲料の提供を特定して促進できるようにすることが必要である。**
- 飲料の再利用目標を計算するための方法は、第30条(3)にしたがって採択される施行法令によって定められる。

23. HORECAセクターにおける飲料の再利用目標

- 大型の再利用可能飲料容器（ビール樽など）でバーやレストランへ販売（企業間取引）され、バーやレストランの事業者（HORECAセクター）によって消費者に提供される飲料は、HORECAセクター事業者に適用される再利用目標には寄与しない。
 - このような飲料は、HORECAセクターへの販売包装で消費者に提供されない。
 - 中身を詰めた大型の再利用可能飲料容器が消費者に直接提供された場合のみ、HORECAセクターの飲料販売業者の再利用目標達成に寄与することが可能である。

- 一方で、再利用可能なボトルなどの小型飲料容器の場合、それらの容器はHORECAセクターへの販売包装であり、その容器で消費者に直接提供することができるため、HORECAセクター事業者に適用される再利用目標にカウントされる。

24. 再利用目標に対して加盟国が設定できる免除

- 加盟国が自国領域内の経済事業者に対して、再利用目標を5年間免除できる累積条件は以下のとおり。（第29条(14)）

a) 加盟国が特定素材のリサイクル目標を超える可能性

- ・ 特定素材についてのリサイクル目標を達成する必要がある。ただし、複数の特定素材についての再利用目標全てを超える必要はない。
- ・ 例：特定の加盟国でアルミニウムのリサイクル目標を超えた場合
 - ✓ 小売業者は、再利用可能な包装での10%の飲料販売義務の範囲内において、アルミニウム缶で販売する飲料を再利用目標の製品から控除することが認められる可能性がある。
 - ✓ 小売業者は、ガラスやプラスチックなどの他の材料の包装で販売する飲料の再利用目標を達成しなければならないが、10%の目標はアルミニウム缶で販売された飲料の割合に比例して削減される。

b) 複合包装に適用される免除

- ・ 複合包装の場合、包装単位の重量の5%を超える割合を占める全ての素材について、各素材に関するリサイクル目標を越えなければならない。

c) 廃棄物削減目標

- ・ 免除対象の加盟国で発生する全ての包装廃棄物に関して、全体的な廃棄物削減目標を達成する見込みでなければならない。原材料の種類別の廃棄物削減目標は存在しない。

d) 免除の更新条件

- ・ 加盟国が、5年後も再利用目標の免除を継続したい場合、2035年および2040年の廃棄物削減目標を達成する必要がある。
- ・ 適用除外の更新の可能性を認める意図としては、経済事業者が再利用に関する目標を達成し、加盟国が2035年および2040年に定められた削減目標にしたがって、包装廃棄物の発生を確実に削減し続けるようにすることであった。
- ・ 新たなデータを入手して、新たな目標が適用される場合、それらは適切な時期に検討されるべきである。そうでなければ、PPWRの目的、特に包装廃棄物の削減が損なわれてしまう可能性がある。

25. 加盟国の国内措置設定に関する柔軟性

国内措置設定に関する柔軟性

- PPWRでは、一部の事項について加盟国に裁量の余地を与えている場合や、最低限の要件のみを定めている。
 - 👍 参考資料：[（参考）加盟国による国内措置の設定について](#)
 - 完全に整合していない規定については、加盟国による実施を求めている。また、一部の規定の適用期限を遅らすことがある。加盟国は、国内措置によって、EU域内市場での貿易に対して不均衡、不当な障壁や競争上の歪みを生じさせてはならない。
 - 包装に関する国内規定の違いは、事実上、全ての経済セクターおよび製品バリューチェーンに影響を与えている。

規制の先行適用の禁止

- EUでの整合規則の先行適用は、規制の直接適用の原則（TEU第4条(3)）および誠実な協力の原則（TFEU第288条）に違反する。
 - 加盟国が、整合された期限より前に拘束力のある実施法令を採択する場合。特に、そのような規定がEUレベルで実施措置を最初に採択することを要求している場合。
- 国内措置による先取り適用が、既存の法的枠組み（PPWD）によって認められる可能性がある場合は、EUにおいて整合されたPPWRの規定発効までには遅くとも廃止されなければならない。

加盟国の国内措置のPPWRの要件への抵触の禁止

- 第4条(2)の規定は、PPWRの要件に適合する包装が、いかなる加盟国の国内規則によっても市場投入が制限されないことを経済事業者に保証している。
- 第4条(3)の規定は、加盟国の行動の自由を制限するものと解釈されるべきであり、第4条(2)に規定されている一般規則からの逸脱可能性を認めるものと解釈されるべきではない。
 - いかなる各国の要件も、PPWRの持続可能性要件およびラベリング要件に適合する包装の市場投入を制限してはならない。これらの要件に抵触してはならず、域内市場への障壁を生み出してはならない。

（参考）加盟国による国内措置の設定について

加盟国による国内措置の設定について

- PPWRでは、加盟国に対し、国内措置を採用する権限の限界を規定している規定や、加盟国が追加の免除または要件を導入することを認める規定が存在。
 - 堆肥化可能性に関する規定（第9条）
 - 特定の包装様式の使用制限（第25条(2)(3)）
 - 特定の形態および用途の包装の市場投入の制限（第70条(4)、附属書V(2)）
 - 再利用目標（第29条(11)(12)(14)(15)(16)）
 - 再利用の申し出に関する規定（第33条(6)）
- 規定によっては、国内での実施（例：特定の目標の達成、報告の実施）が要求されている。
完全に整合された要件と国内の柔軟性の可能性を組み合わせたものとなっている。
（第13条、第23条、第31条、第34条、第40～54条、第56～63条、第67～68条）
 - ✓ これらの加盟国による「柔軟性」を使用するための条件は、常に整合された条件として「枠組み化」されている。
加盟国は、PPWRを遵守するために、これらの条件を遵守しなければならない。
（例：26. 加盟国による追加的なリサイクル目標設定の柔軟性）
 - ✓ これらの規定のいくつかは、経済事業者に直接適用される義務も含んでいる。
（例：再利用目標に関する所管当局への報告（第31条））

26. 加盟国による追加的なリサイクル目標設定の柔軟性

- 加盟国は、EUの域内市場を損なわない限り、追加的な目標の設定と同様に、より高いリサイクル目標を設定することができる。ただし、各事例ごとに追加的な目標が、PPWRにおけるEU域内市場の目標と矛盾しないことを証明しなければならない。
 - 例：液体包装用板紙に関して、一部の加盟国では追加的な目標が設定されている。
- PPWRは、加盟国に廃棄物管理の組織化に関して、裁量権を与えた以前の包装および包装廃棄物指令（PPWD）を反映している。
- 追加的なリサイクル目標の設定は、包装廃棄物のバリューチェーンにおける効率を高める可能性があるため、経済事業者にとって有益である。

27. 加盟国による追加的またはより高い再利用目標の設定に関する柔軟性

- PPWRにおける廃棄物削減目標を達成するために、**加盟国がEUの措置を補完する国内措置**（例：包装の再利用目標の引き上げや追加措置）**を講じる必要がある場合**、以下の厳格な条件を遵守しなければならない。

(a) 第29条(15)における累積条件の遵守（より高い再利用目標を設定する場合）

- 欧州委員会によれば、**第51条(2)(c)にしたがって新たな再利用目標を設定するためには、第29条(15)の再利用目標を増加させるために満たすべき条件を満たす必要があると考えられる。**

（第29条(15)の再利用目標を増加させるために満たす必要がある条件）

- ✓ 新たな目標は、加盟国が廃棄物削減目標（2030年までに5%、2035年までに10%、2040年までに15%）を達成するために必要であることを、事実とデータで証明しなければならない。
- ✓ 新たな目標は、域内市場の歪みや製品の貿易障壁につながらないものでなくてはならない。
- ✓ 新たな目標は、TRIS手続きを通じて通知されなくてはならない。

(b) 再利用目標の引き上げの理由に廃棄物削減目標を用いることの禁止

- 加盟国が、EUレベルで設定された目標よりも高い国内包装廃棄物削減目標を設定することは認められている（第43条）が、**EUレベルの整合された再利用目標を引き上げるための理由として、より高い国内削減目標を用いることはできない。**
 - ✓ EU法優先の原則に基づく。加盟国によって市場整合の目的が損なわれる可能性を防ぐため。

(c) EU規定の変更の禁止

- 加盟国は、特段の定めがない限り **直接適用可能な整合されたEU規定を変更することはできない。**
 - ✓ （例）PPWRで再利用が明示的に免除されている段ボール箱などの輸送包装について、再利用目標を設定する。
 - ✓ （例）第29条(1)、第29条(5)、第29条(6)の第二段落に規定されているように、2040年の再利用目標を示す。

28. デポジット返還制度（DRS）の国内適用除外

- 複数の国で事業を行う事業者に対して、デポジット返還制度（DRS）の目的と要件を損なう可能性のある回避行為を防止するための具体的な義務を課している。
- 第50条(5)に基づく加盟国に対する適用除外の条件は、地理的な基準ではなく性能的な基準に関連するものである。他の適用除外の条件と同様に、厳格に解釈されなければならない。
- 最終販売事業者が所在する加盟国がデポジット返還制度（DRS）を導入している場合、その事業者がデポジット徴収を免除されることはなく、他の加盟国の消費者にデポジットを徴収する義務を負っている。
（最終販売事業者が所在する加盟国が、国全体としてデポジット返還制度（DRS）の設置を免除されている場合のみ、その事業者はデポジット徴収から免除される。）
 - デポジット変換制度（DRS）が存在しない場合はデポジットの徴収ができないため、デポジットの徴収とDRSの確立という二つの条件は、累加的なものである。（DRSの定義において強調されている事項である。）

29. 既存のデポジット返還制度（DRS）の最低要件

- 既存のデポジット返還制度（DRS）の見直しは、DRSに実質的な変更を課す法律によって確立された規制措置として、理解されるべきである。
- 附属書Xの最低要件は、デポジット返還制度（DRS）の環境パフォーマンス、特に回収率の向上に役立つ。
- 加盟国は、2029年1月1日までに、デポジット返還制度（DRS）の見直しを行うにあたり、**DRSが第50条(2)に定められた分別回収目標90%を達成できるかどうか、検討しなければならない。**

デポジット返還制度（DRS）が分別回収率90%以上を達成する場合

- 附属書Xの最低要件を満たす必要はない。

分別回収率90%以上を達成しない場合

- 加盟国はDRSが最低要件を確実に満たすよう検討する必要がある。

- 2029年1月1日以降、**分別回収義務を満たさない使い捨て飲料包装のデポジット返還制度（DRS）**については、**2035年1月1日までに最低要件を満たさなければならない。**

30. 小売業者によるデポジット付き飲料容器の受け入れ

- 附属書Xに規定されたデポジット返還制度（DRS）の最低要件によれば、**最終販売業者は、販売する製品の空容器を受け入れ、デポジットを回収しなければならない。**この義務は、購入証明の有無に係らず適用される。
- 最終流通事業者は、**自社が販売する製品と同じ包装材料および形態の全てのデポジット付き包装を受け入れ、最終消費者にデポジットを返還する義務がある。**この義務は、加盟国によって保証されなければならない。
- 加盟国は、デポジット返還義務の免除の適用方法を確立しなければならない。

デポジット返還義務が適用除外される条件

- 最終流通事業者が、販売地域を理由としてデポジット付き包装の返品を受け入れることができない場合
- 最終消費者が、使い捨て飲料包装のデポジット返還を目的として認可されて確立された他の同等な回収経路にアクセス可能であり、デポジット返還にアクセス可能な手段を有する場合

- 附属書Xに規定されている**最低要件を満たさないデポジット返還制度（DRS）は、PPWRに定められた回収義務の対象外となる。**

附属書Xに規定されている要件が適用される条件

- 2025年2月11日以降に設立されたデポジット返還制度（DRS）
- 2029年1月1日までに90%の分別回収目標を達成していないデポジット返還制度（DRS）

31. リサイクル用に設計された分別収集包装材の最終処理 [1/2]

■ 焼却・埋立の禁止

- 第6条に規定されるリサイクル設計（DfR）基準を満たす包装材について、焼却・埋立は認められていない。（第48条(1)）
 - リサイクル設計基準（DfR）に適合すべき容器包装は全て個別に収集し、原則としてリサイクルしなければならない。
リサイクル設計された容器包装は、廃棄物となった場合に焼却または埋立することが認められない。
（ただし、リサイクル不可能またはリサイクルが環境的に最適でない包装廃棄物は除く。）
- リサイクル設計（DfR）基準の適用が除外されている容器包装については、焼却・埋立の禁止から除外されている。
（軽量木材、コルク、繊維、ゴム、陶器、磁器、ワックスなどの包装材料、特定の包装用途（医療機器、危険物の輸送など））

リサイクル設計（DfR）基準

- 2028年1月1日までに第6条(4) の委任法に規定
- 2年後（2030年1月1日）から施行される。

■ 分別収集

- 分別収集されていない包装廃棄物について、エネルギー回収の前に分別してリサイクル設計されたものを選別できる。
（第48条(4)）
- 分別収集義務の適用除外が認められているが、混合収集された包装廃棄物に対しても、焼却・埋立禁止は適用される。
（第48条(3)）
 - 分別収集義務の適用除外条件：①分別収集が包装廃棄物またはその一部のリサイクル能力に影響を与えないこと、②得られたリサイクル材の品質が分別収集した場合と同等であること
- 加盟国は、全ての包装廃棄物の分別収集を可能にするために十分なシステムとインフラを整備する義務を負う。
 - 包装廃棄物の収集が拘束力あるリサイクル目標および再生材含有率の要件への適合を促進するため、2029年1月1日までに義務的な収集目標を設定しなければならない。

（出所） C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成

- 加盟国は、第50条(1)に規定される使い捨てのプラスチックボトルおよび金属容器の90%について、2029年1月1日までに分別回収することを確保しなければならない。
- 加盟国は、使い捨てのプラスチックボトルおよび金属容器について、2029年1月1日までにデポジット返還制度（DRS）を確立し、完全に機能させなければならない。
 - ただし、加盟国が2028年1月1日までにデポジット返還制度（DRS）設置の免除を申請し、実施計画が受領されてから3か月以内に肯定的な回答を得た場合または回答が得られていない場合は、この限りでない。

■ デポジット返還制度（DRS）設置の免除

- 加盟国が、第50条(5)に規定されたデポジット返還制度（DRS）設置の免除に関する累積要件を満たす場合、DRSの設置義務について免除を受けることができる。加盟国は、遅くとも2028年1月1日までに実施計画を提出しなければならない。
 - 委員会の解釈として、免除の適用は「一回限りの選択肢」である。
- 免除の適用を希望する場合、2026年に国内で利用可能となった使い捨てプラスチックボトルおよび金属容器の80%を分別回収する必要がある。遅くとも2028年7月1日までに、欧州委員会に報告する必要がある。
 - 分別回収率は推定に基づくが、加盟国はSUPDで要求される使い捨てプラスチックボトルの回収に関する利用可能なデータを考慮すべきである。
- 加盟国が、免除が適用されたものの、3年間連続して使い捨て飲料容器の90%を分別回収しない場合、免除の適用から除外される。（第50条(7)）
 - 加盟国は、欧州委員会によって免除の適用終了が通知された翌年の1月1日までに、デポジット返還制度（DRS）を確立しなければならない。

- 第50条(1)に規定される、**使い捨てプラスチック飲料容器および金属製飲料容器の90%分別回収の目標は、加盟国の全体に適用される。**
 - 当該加盟国の国内において、年間に利用できるそれらの容器の量に基づく。

- 第50条(4)により明示的に免除されているものを除いて、全ての使い捨てプラスチック飲料ボトルおよび金属製飲料容器は、**デポジット返還制度（DRS）の対象とすることが求められる。加盟国の全体を分別回収の対象とすることが求められる。**
 - ただし、関連する国内行政区分および海外領土を考慮に入れて、地方レベルでデポジット返還制度（DRS）を実施できる。